

# “問題”のある空き家への対応

適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている「問題のある空き家」は、市が『特定空家等』に認定し、所有者等に対して改善を図るよう助言・指導、勧告、命令、行政代執行と、段階的に行政措置を行います。

## 特定空家等と認められる状態

- そのまま放置すれば倒壊等著しく**保安**上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく**衛生**上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく**景観**を損なっている状態
- その他周辺の生活**環境**の保全を図るために放置することが不適切である状態

## 段階的な行政措置

### 空家等

情報提供

現地調査等

適正管理依頼

認定

助言・指導

### 特定空家等

勧告

命令

代執行

## “問題”のある空き家にないために!③つの約束

### ① 管理はまめに

建物のメンテナンスをしておきましょう。空き家を放置すると、建物の老朽化が進んでいきます。建物の価値を落としてしまわないように、定期的に管理しましょう。

- 通風・換気・通水
- ポストの整理
- 屋根や外部周りの破損等の確認
- 草木の手入れ



### ② 相続は速やかに

相続が発生したら、速やかに土地・建物の登記手続きを行いましょう。建物を活用できずに放置され、大切な財産が親族の負担となってしまう場合があります。



### ③ 地域で声をかけあって

地域の代表者や近所の方と連絡先を確認しあい、異常があった際に連絡をとれるように日頃から努めましょう。

